

1 はじめに

本書は、「仙台市児童相談システム構築・運用・保守業務委託」に係る落札者決定基準を取りまとめたものである。落札者決定基準に関する留意事項を以下に記す。

2 評価基準

(1) 欠格事項

次に該当する者は、審査を実施する前に失格とする。

- ・ 期日までに必要な書類を提出していない者
- ・ 技術提案書作成要領に記載している提案事項が十分に記載されていない者
- ・ 仕様書に示す本市の要求に応じた提案がなされていない者
- ・ デモンストレーション審査に応じなかった者
- ・ 提案見積内訳書の金額が予定価格を上回る者

(2) 入札価格と技術的要件に対する得点配分

価格評価点配分と、技術評価点配分の比率は 1:1 とし、価格評価点に対する配点を 3,000 点、技術評価点に対する配点を 3,000 点（合計 6,000 点）とする。さらに技術提案評価点は、技術提案書審査（2,500 点）、デモンストレーション審査（500 点）に区分する。

評価点区分	評価項目	配点
価格評価点	入札価格	3,000 点
技術提案評価点	技術提案書審査	2,500 点
	デモンストレーション審査	500 点
合計		6,000 点

(3) 価格評価点の算出方法

価格評価点は入札書により、次のとおり算出する。ただし、予定価格を超過したものは、失格となり、落札者になることができない。

$$\text{価格評価点} = 3,000 \text{ 点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格}$$

※価格評価点において、小数点以下は、切り捨てとする。

(4) 技術提案評価点の算出方法

技術提案評価点は、以下の方法で算出する。

ア 技術提案書審査

技術提案書の審査及び評価は、本業務の総合評価一般競争入札の実施に係る総合評価委員会が指名した選定委員が以下の通り行う。

(ア) 別紙1「技術提案評価基準表」に記載の各項目について、個別に評価を行い「評価点」を与える。評価点は以下の通り計算する。

- ① 技術提案書の記載内容について、別紙1「技術提案評価基準表」の「評価基準の区分」において「基礎」とした項目に対し、評価基準を満たしているかを確認する。満たしている場合、別紙1「技術提案評価基準表」の配点(30点)を加算する。
- ② 別紙1「技術提案評価基準表」の「評価基準の区分」において「加点」とした項目(機能要件に係る評価項目を除く。)に対し、5段階の区分の評価で以下に示す採点基準に従い採点する。

図表 2-2 技術提案審査「加点項目」の採点基準

提案の評価	配点		
	150点満点	120点満点	60点満点
A:特に優れているもの	150点	120点	60点
B:優れているもの	100点	80点	40点
C:標準的に評価できるもの	75点	60点	30点
D:部分的に評価できるもの、やや劣るもの	30点	24点	12点
E:評価できないもの	0点	0点	0点

- ③ 各加点項目の点数の合計を技術提案評価点(最大2,500点)とする。

(イ) 別紙1「技術提案評価基準表」の評価項目のうち、機能要件に係る評価については、以下の式により求め、小数点以下は切り捨てとする。

図表 2-3 評価項目「機能要件(必須)」の採点基準

区分	機能要件の実現方法	配点	
◎	提案日現在、パッケージシステムの標準機能等で実装している。	10点	
○	構築期間中に、パッケージシステムの標準機能等で実装する。	7点	
☆	EUC機能により実装する。	5点	
×	システムでは実装不可能なため、代替手段により実現する。	適切な代替手段が示されている場合	2点
		上記以外の場合	0点

当該項目の得点＝

機能要件(必須)に係る得点配分(880点)×(配点の採点合計/配点の満点(500点))

図表 2-4 評価項目「機能要件(オプション)」の採点基準

区分	機能要件の実現方法		配点
◎	提案日現在、パッケージシステムの標準機能等で実装している。		10点
○	構築期間中に、パッケージシステムの標準機能等で実装する。		7点
☆	EUC機能により実装する。		5点
×	実装不可、又は実装しない。	代替手段が具体的に示されており、仙台市が許容できる場合	2点
		代替手段が示されていない。示されていても、本市が許容できる手段ではない。	0点

当該項目の得点＝

機能要件（オプション）に係る得点配分（120点）×（配点の採点合計/配点の満点（610点））

(ウ) デモンストレーション審査と同日又は別日に、プレゼンテーションを実施する。概要は次のとおりとする。

- ① 実施日 令和4年12月(予定)
- ② 場 所 仙台市児童相談所本館内を予定
- ③ 説明者 原則として本業務のプロジェクトリーダーが説明すること。他の者の同席は3名までとする。
- ④ 説 明 説明は、提案した技術提案書等(「技術提案書作成要領」に記載の提出書類)に記載した内容に沿って行うこと。追加資料の配布は認めないが、提案書要約のスライドを用いて説明することは可能とする。
- ⑤ 機器等 説明に必要な機材として、スクリーンは本市が用意する。パソコン、プロジェクター、プロジェクター接続ケーブル及びそれ以外の補助機器は提案者が用意すること。
- ⑥ その他 プレゼンテーション終了後、引き続き、技術提案書等の内容について必要に応じ、提案者に対してヒアリングを行う場合がある。ヒアリングは技術提案書等の内容の理解を補助するためのものであり、技術提案書等に記載されていない内容を評価するものではない。
- ⑦ 対面による実施が困難な場合
提案者の判断により、オンラインによる実施も可能とする。その場合に必要となるWEB会議用ツール、端末、スピーカー、ネットワーク回線等については、提案者が用意することを基本とし、本市と協議の上対応すること。実施日、説明者、説明、その他留意事項については、上記の各項目に準じるものとし、審査の公平性や透明性を損ねない範囲で実施することとする。

イ デモンストレーション審査

デモンストレーション審査は、別添2「デモンストレーション実施要領」に定めるところにより実施する。